

災害応急対策活動等（写真撮影）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所長（以下、「甲」という。）が管理する吉井川、旭川、高梁川水系において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害を想定した訓練に際して、●●●●（以下、「乙」という。）に対し、災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区間）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区間は、岡山河川事務所管理区間吉井川、旭川、高梁川水系（以下、「実施区間」という。）とする。
ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区間における災害時、災害を想定した訓練時の空中からの情報収集（写真撮影）、撮影した写真の加工、解析等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、実施区間で発生した災害状況等に応じ、本活動を実施するための出動（以下、「出動」という。）を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
3. 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、岡山河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第 10 条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、業務単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完了業務高により掛金を算出し保険期間内の業務を保険対象とする方式とがあるが、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(損害の負担)

第 11 条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(著作権の譲渡等)

第 12 条 乙は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2. 甲は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしなにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期限は、令和 6 年 1 2 月 1 6 日から令和 8 年 1 2 月 1 5 日までとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所長 垣原 清次

乙 株式会社 ●●●●
●● ●●